次

目

示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の診療科目の変更

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更

○土地改良事業の施行の認可 ○土地改良区役員の就任の届出

○開発行為に関する工事の完了 (二件)

誤

宮

○宮城県公報第一九九六号中

○宮城県公報平成二○年号外第四七号中

告

示

○宮城県告示第千八十七号 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、

手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年十一月二十日次の者を指定した

平成二十年十二月五日

所属医療機関の名称

氏

名

診療科目

(1)

所属医療機関の所在地

宮城県知事

村

井

嘉

浩

行

城 宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

篤史

外

科

塩竈市立病院

塩竈市香津町七 - 一

郎

耳

鼻

咽

喉

科

気仙沼市立病院

気仙沼市田中百八十四

幸 生

外

科

石巻市立病院

石巻市南浜町一 - 七 - 二十

(障害福祉課)

同

同

(大河原地方振興事務所)

(東部地方振興事務所) 医師から、指定の辞退があった。

ページ 虻江 大原朋 黒羽 大 上野 神山 村田 渡邉幸一

誠司

泌

尿

器

科

気仙沼市立病院

気仙沼市田中百八十四

正男

循

環

器

科

東北病院医療法人将道会

総合南

岩沼市里の杜一丁目二 - 五

内

科

公立刈田綜合病院

白石市福岡蔵本字下原沖三十六

郎

小

児

科

みやぎ県南中核病院

柴田郡大河原町字西三十八 - 一

誠

科

病院丸森町国民健康保険丸森

伊具郡丸森町字鳥屋二十七

○宮城県告示第千八十八号

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定により指定した次の

平成二十年十二月五日

(建築宅地課)

= Ξ

> 宮城県知事 村 井 嘉

浩

石塚	菅 原	井 伊	氏
豪	充	貴 幸	名
循環器科	耳鼻咽喉科	外科	診療科目
公立刈田綜合病院	気仙沼市立病院	塩竈市立病院	所属医療機関の名称
白石市福岡蔵本字下原沖三十六	気仙沼市田中百八十四	塩竈市香津町七 - 一	所属医療機関の所在地

○宮城県告示第千八十九号

身体障害者

の診療科目に、次のとおり変更があった。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師

平成二十年十二月五日

宮城県知事 村 井

浩

第2015号	平成20	年12	2月 5	日 :	金曜	日	宮	F:	城	- 県	Į .	公	報									(2
	上地攻良去(昭和二十四○宮城県告示第千九十二号	平成	4.5	京信した者	t E		平成	区役員の就任について、	土地改	○宮城県告示第千九十一号	横道	秋保	円	.		平成	の所属医療機関に、	身体暗	○宮城県告示第千九十号	三浦		£
- 七日 認	(含)	平成二十年十一月五日	就任	t			平成二十年十二月五日	就任!	良法 ((告示)	弘直	洋	名	í		平成二十年十二月五日	療機関	害者福	告示筆	洋	1	名
町した	昭和十	十一月	年月				十二言	いいい	昭和	千九十	内	循環器科	診療科目) [祉法 (千九十	内	į į	診療料
7。市 - 北 原		日日	日				五日		一十四年	<u>-</u> 号	科			ł I		五日	人のとお	昭和	븡	科		 ■
プレた。 石巻市北方土地改良区が行う土地改良事業 (維持管理事業)	土地攻良去(昭和二十四年去聿第百九十五号)第四十八条第九項こおハて隼用する司去第十条第一宮城県告示第千九十二号	鴫	氏					次のとおり届出があった。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、		公立黒川	塩竈市立病院	名の一条機関の				次のとおり変更があった。	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師		吸器、心臓、 心臓・	***	
良 良 び が	首 九 十	原						届出が	百九十		病院	病院	機関の				があっ	法律第		心目した。		障害
行 う 土	五号	_	名					あった	五号)		岡黒	· 塩	師師	新			た。	二百八		_		害区
地 9 改 1 良 -	第 四 十	角田吉				宮		0	第十八		岡字西桧木六-黒川郡大和町	- 一塩竈市香津町	(属医療機関)					十三号		吸肢 器体不自由、	旧	分
事業	八 条 第	尾山宮	住		所	城 県 大			条第十		六町十吉	町七	関地の		宮城県知事			第十		呼		
維 持 管 1	九 頂 こ	九			長	河原地			六項の		出大山崎	石巻	名所 属		事			五条第		クお のだ ク	名	所属
理 る 事 し 業 う	お ,) て	角田市尾山字山入二六番地			±	宮城県大河原地方振興事務所			規定に		出山分院	石巻港湾病院	名の一般関の		村			ー 項 の		ルクリニッ ルクリニッ		属医療機関
の原施	集用する		所		#	事 務 所								旧	井			規定に				の
の施行を平成二十年十	る司法								角田隈東土地改良		浦小路四十四 大崎市岩出山字	- 二巻市門脇町	所属医療機関の		嘉			より指		下原美郡十八美	//	所属医療機関の
<u>党</u>	署 ├ 条	理事	役職名		敏				果土地		干田 四山 字	一脇 町	機関地の		浩			正したに		八美一一町	 : 出	機関の
# <i>5</i>	表 一 —								良]			師				
ページ 段			二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)		地域の名称	工事を完了した開発区域(工区)に含まれる		平成二十年十二月五日	とみなされた次の開発区域 (工区)	○都市計画法(昭和四十三年法律第一		一 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)地域の名称	工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる		区)に係る開発行為は、その工事な	〇都市計画法 (昭和四十三年法律第		公			平成二十年十二月五日・中方表判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。	ひに、この認可があったことを知
一十 年 九 月 正 十 日			5氏名 (名称)			区)に含まれる			(工区)に係る開発行為は、	第百号)第三十 四		5氏名(名称)	ら) に含まれる		日その工事を完了した。	第百号)第二十九	1	告			にしの訴えを提起	れった日の翌日か
荷け) 中 	1		仙台市青葉区上杉一丁目二番三号	十六番の一部、二十	部、五番四の一部、一	三番	宮城県知事		は、その工事を完了した。	[条の二第一項の規定		名取市杉ヶ袋字尻田村六十七番地地先道の一部	名取市杉ヶ袋字横	宮城県知事		八条第一項の規定によ			所長	宮城県東部地方振興事務所	することができる。	2ら起算して六か月以
誤		宮城県土地開発公社	仙台市青葉区上杉一丁目二番三号	回番の一郎なが 「番の一郎、第二三記)十六番の一部、二十二番の一部、二十三番の一部、	五番四の一部、五番五の一部、十四番の一部、	Ŧī	村井嘉浩		した。	法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定により開発許可があったもの	法雲寺	(田村六十七番地	おいらいる名取市杉ケ袋字横手四十四番一及び四十四番一	村井嘉浩		法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工			和泉長衛	興事務所		

(3)	平成20年12月5日	金曜日	宮	城	県	公	報		į	第2015	号
								Ξ	ページ	宮城県	四
								下	段		上
								ら後 二ろ か	行	巡 ○ 年	_
								に改める。	Œ	○宮城県公報平成二○年号外第四七号(平成二十年十月二十三日付け)中、「宮城県公報平成二○年号外第四七号(平成二十年十月二十三日付け)中、「宮城県公報子」(「東野東京(京第1)東京、「東野東京(京第1)東	「自動車税納付書を
								、「書游み申請」を「書游申請」に改める。	誤	田野年代(1988年)約1719年末 日振春弘込請求書兼受領書」 1717)中	「自動車税納付書」 兼振替払込請求書兼受領書」を